

青少年がインターネットを安全に安心して活用するための リテラシー指標の改訂について

2021年11月

総務省 情報流通行政局

情報流通振興課 情報活用支援室

ILAS改訂に向けたスケジュール

- 総務省では、青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS: Internet Literacy Assessment indicator for Students)を開発し、2012年度より毎年、高等学校1年生を対象に、当該指標を用いたテストをインターネット等の利用状況に関するアンケートとあわせて実施(以下、「高校生」とは高等学校1年生を指すものとする。)
- OECDでは、「オンライン上の子供の保護に関する勧告」(2012年)の成立後のデジタル環境の進展を踏まえて改訂した「デジタル環境下の子供に関する勧告」を2021年5月に採択。また、「デジタル環境下の子供 改訂リスク類型」を2021年1月に発行。
- これらの動向等を踏まえ、ILASのテスト問題の改修等を実施。

○ILAS改修に向けた作業

- ・ リスクリテラシーの定義リスト内容の見直しと改訂
- ・ 改訂した定義リストを元にしたテスト問題の改訂と新規開発及び問題解説
- ・ 改訂ILASを運用した実証実験の実施
- ・ テスト理論を用いた改訂ILASのテスト問題の妥当性・信頼性の評価

【想定スケジュール】

○令和3年度

12月	委員会（第1回）及びテスト改訂WG（第1回）
2月	テスト改訂WG（第2回）及び委員会（第2回）
3月	報告書とりまとめ

○令和4年度

5月～6月	高校生100名程度を対象としたプレテスト
7月	テスト改訂WG（第3回）及び委員会（第3回）
8月	改訂版の問題等確定
9月～	令和4年度ILAS実査の実施

【参考】OECD オンライン上の子供の保護に関する勧告（2012年）

(Recommendation of the Council on the Protection of Children Online)

- 「オンライン上の子供の保護に関する勧告」は、2008年11月の日本提案を端緒として議論が進められ、2012年2月16日にOECD勧告として成立。
- 本勧告においては、インターネット上の青少年保護に関して、保護者の役割や官民一体での取組の重要性等とともに、国際的な指標策定の必要性についても規定されている。

2012年OECD勧告の概要

全ての関係者への勧告

- a. 保護者及び子供への支援
(子供を保護する一義的な責任は親、全ての関係者は親を支援する責任)
- b. インターネットの利点と表現の自由等の尊重
- c. 子供の年齢及び技術革新への柔軟な対応

政府の国内取組への勧告

- a. 明確な政策目標の特定等によるリーダーシップの発揮
- b. 関係者による協調的な対応の支援
- c. 官民の複数の政策の整合性の確保
- d. 普及啓発活動による保護者及び子供への支援
インターネット・リテラシーの授業の導入、関係者によるリテラシー教育の支援、
子供と保護者のインターネット・リテラシーの進化を定期的に評価することの奨励 等
- e. 科学的根拠に基づく政策の支援
子供のインターネット利用、政策の影響評価などについての定期的な調査実施 等
- f. インターネット上の子供を保護する技術の開発と採用の奨励

政府の国際取組への勧告

- a. 国内機関の国際的なネットワーク強化
- b. 国際指標の策定等政策の国際比較分析に向けた基盤の整備
- c. 普及啓発成功事例の共有等による地域的・国際的な取組の支援
- d. 国際的・国内的な機関、取組の連携強化

* 勧告における「子供」=原則として18歳未満の全ての個人

【参考】OECD デジタル環境下の子供に関する勧告（2021年）

(Recommendation of the Council on Children in the Digital Environment)

○ 「デジタル環境下の子供に関する勧告」は、2012年に「オンライン上の子供の保護に関する勧告」が成立した後のデジタル環境の進展を踏まえて改訂したものであり、2021年5月31日にOECD勧告として成立。

2021年 OECD勧告の概要

全ての関係者への勧告(子供にとって安全で恩恵のあるデジタル環境のための原則)

1. 基本的な価値(子供の利益・権利を最大限考慮)
2. 保護者及び子供に対する啓発等を通じた支援
3. 子供がデジタル環境の恩恵を最大限享受できるように過剰な対応を回避
4. 子供の年齢、発達度合い、リテラシー等の状況に応じた対応
5. 保護者、教師等の関係者との協力やデジタルサービス・プロバイダの積極的な取組を促進

政府の国内取組への勧告(全体的な政策枠組)

1. 子供の最善の利益をためのリーダーシップやコミットメントの実施
(明確な政策目標、全政府的な措置、適切な予算や人的資源の確保 等)
2. デジタル環境下の子供に影響する法律の見直し、創設、修正等の実施
3. デジタルリテラシーの促進
(年齢、発達度合い等に応じたデジタルリスクの明確化、デジタルリテラシー・スキルの定期的な測定 等)
4. エビデンスに基づく政策の採用
(法律や政策の定期的な評価、子供とデジタル環境に関する利益とリスクの調査の実施 等)
5. 子供の年齢に応じた安全性設計
(子供の年齢、発達度合い等に応じて不適切な情報との接触を避けるための調査や技術の育成)

政府の国際取組への勧告(国際協力)

1. ホットラインや啓発機関等のデジタル環境下の子供の利益に資する国内的組織同士の国際的なネットワークの強化
2. デジタル環境下の子供に関する政策に関する情報共有を実施
(デジタル環境のリスクについての子供や保護者の意識、対応可能性、政策の影響や有効性に関する国際的な指標の作成に向けた提案の作成、公式な定量的なデータの定期的な更新 等)
3. 国際的・地域的な能力開発の取組の支援
4. 政府の取組を支援するために複数の国際的・地域的な機関による調整

政府のデジタルサービスプロバイダに関する勧告

デジタルサービスプロバイダ向けガイドラインの推進(国内の法規制やサービス等を考慮したベストプラクティスや行動規範の構築)

※各国政府への勧告とともに、デジタルサービスプロバイダに対してはガイドラインの尊重を要請している。

【参考】「デジタル環境下の子供 改訂リスク類型(2021年) (Children in the Digital Environment/ Revised Typology of Risks)

○ 技術的な進展や新しいビジネスモデルによって、新たなリスクが発生していることから、2011年に示したインターネット上の青少年に対するリスク分類が2021年1月に改訂された。

	コンテンツ・リスク	コンダクト・リスク	コンタクト・リスク	消費者関連リスク
各リストの詳細	1対多のインターネット環境の中で、子供が受動的に受け取る又はさらされるコンテンツにまつわるリスク	子供が他の子供に生じさせるリスク	子供がデジタル環境に関わる際のリスク (性的人身売買、チャイルド・グルーミングも新たに含む。)	消費者としてのリスク (個人情報に基づきターゲットされることによるリスク)
横断的なリスク	プライバシー・リスク(個人間(保護者、友人)、機関(病院・学校等)、商業(データ追跡の商業利用)) 先進技術のリスク(例: AI、IoT、予測分析、生体認証) 健康や幸福のリスク			
リスクの顕現	憎悪コンテンツ (誹謗中傷、差別等)	憎悪的な行動 (誹謗中傷、差別等)	憎悪的な遭遇	マーケティングリスク (違法・年齢に不適切な商品、ネイティブ広告、不透明なインフルエンサー・マーケティング等)
	有害コンテンツ (オンライン詐欺、暴力的・性的な宣伝等)	有害な行動 (ネットいじめ等)	有害な遭遇	商業的なプロファイリングのリスク (広告主によるソーシャルメディアの利用のデータの利用等)
	違法コンテンツ (児童の性的搾取、テロ行為の主張等)	違法な行動	違法な遭遇	財務リスク (デジタルアシスタントを通じた無意識の商品注文等)
	偽情報	ユーザーの生成による問題な行動 (セクスティング)	その他の問題な遭遇	セキュリティリスク (マルウェアを含むアプリ、フィッシングメール等)

(出典)OECD レポート「Children in the Digital Environment/ Revised Typology of Risks」